

各 位

会 社 名 リゾートトラスト株式会社 代表 者名 代表取締役社長 伊藤 勝康 コード番号 4681 東証・名証第一部 問い合わせ先 執行役員 経営企画・IR室長 相 川 千 絵 電 話 052-933-6519

ストックオプション (新株予約権) に関するお知らせ

当社は、2011年5月12日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役、執行役員および従業員ならびに関係会社の取締役および従業員に対するストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること、および募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、ならびに会社法第361条に基づき、当社取締役に対する金銭でない報酬等として割り当てる新株予約権の算定方法の承認を求める議案を、2011年6月29日開催予定の当社第38回定時株主総会に提案することについて決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社監査役に対する割当ては、1985年6月29日開催の第12回定時株主総会においてご承認頂いた監査役の報酬総額の範囲内で行います。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社取締役、監査役、執行役員および従業員ならびに関係会社の取締役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社株主との利害の共有化により当社の連結企業価値の一層の増大を図ること、また監査役については適正な監査に対する意識を高めることにより、株主価値の向上を意識した経営を推進することを狙いとして、ストックオプションの目的で当社取締役、監査役、執行役員および従業員ならびに関係会社の取締役および従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役、監査役、執行役員および従業員ならびに関係会社の取締役および従業員

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式 1,000,000 株を上限(うち当社取締役に対しては 700,000 株を上限)とする。

なお、下記(3)により各新株予約権の行使により発行する(発行に代えて自己株式を移転する場合を含む。 以下同じ。)株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の総数

10,000 個を上限(うち当社取締役に対しては7,000 個を上限)とする。

なお、各新株予約権の目的である株式数(以下「付与株式数」という。)は 100 株とする。ただし、新株 予約権の割当日後、当社普通株式の分割(普通株式の無償割当を含む。以下同じ。)または併合が行われる 場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとする。かかる 調整は当該時点において未行使の新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額(1円未満の端数は切り上げる。以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が新株予約権割当日の前営業日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合には、当該終値をもって行使価額とする。

新株予約権割当日後、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

また、新株予約権割当日後に、時価を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。ただし、新株予約権の行使の場合は、行使価額の調整は行わない。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を 控除した数をいうものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」 に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、他の種類株式の普通株主への無償割当、他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合、その他の場合であって行使価額の調整が必要であると当社が判断する場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(6) 新株予約権の行使期間

2011年11月1日から2016年6月29日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 各新株予約権の一部行使は認められない。
- ② 新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時において、当社取締役、監査役、執行役員もしくは従業員または関係会社の取締役もしくは従業員としての地位にあることを要する。
- ③ 上記②にかかわらず、新株予約権者が、新株予約権の権利行使期間中に死亡した場合は、その相続人が権利を行使できるものとする。
- ④ その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定めるものとする。

(8) 新株予約権の取得の事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会(株主総会決議を要しない場合には取締役会)で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会(株主総会決議を要しない場合には取締役会)で承認されたとき、または当社普通株式を全部取得条項付種類株式とする定款変更が行われ、当該全部取得条項付種類株式の全部を取得する議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 組織再編行為の際の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- ② 新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定する。
- ③ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使価額に上記②に従って決定される株式の数を乗じて 得られる金額とする。
- ④ 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
- ⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限 各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。

- (11) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (12) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元にブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(注)新株予約権の発行は、上記について 2011 年 6 月 29 日開催予定の当社第 38 回定時株主総会において承認可決されることを条件とし、具体的な発行および割当の内容は、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

以 上